

豚熱検査実証事業に関する検討会の設置要領

第1 趣旨

- (1) 平成30年9月の岐阜県で豚熱が発生以来、野生イノシシでの豚熱感染が確認され、現在、22都府県に拡大している。
- (2) ジビエ利用に伴う豚熱ウイルスの拡散防止等のため、家畜防疫及び食品衛生の観点から、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）で捕獲された野生イノシシの肉の利用については、「CSFまん延防止のための野生イノシシの捕獲の強化について」（令和元年8月28日付け元農振第1268号農村振興局長通知）において、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡を行わないよう各県に要請しているところ。
- (3) ジビエ利用の再開に向けて、令和2年度鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、全国5県（富山・石川・岐阜・愛知・三重）の協力を得て、豚熱陰性イノシシ判別のための簡易な検査方法や豚熱ウイルスによる汚染を防止する解体処理等の検証のための実証事業（以下「豚熱検査実証事業」という。）を実施している。
- (4) 豚熱発生県でも可能な限りジビエ利用ができるよう、感染確認区域で捕獲された豚熱陰性個体の出荷を可能とする枠組みの検討に資するため、「豚熱検査実証事業に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 検討事項

- (1) PCR検査に代替する豚熱陰性個体を判別する簡易な検査手法（白血球数を基準に用いる手法）
- (2) 解体等の過程における交差汚染の防止
- (3) 感染確認区域における豚熱陰性個体の出荷を可能とする枠組み
- (4) その他

第3 検討会の体制

- (1) 検討会の委員は、別紙の動物衛生、野生動物、ジビエ流通等に関する有識者で構成する。
- (2) 必要に応じ、その他の有識者の参加を求めることができる。
- (3) オブザーバーとして、農林水産省消費・安全局、厚生労働省、環境省に参加を求める。
- (4) 必要に応じ、豚熱検査実証事業に参画する5県の参加を求めることができる。

第4 検討会の運営

- (1) 検討会の事務局は、農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課において行う。
- (2) 議事の運営は、事務局が行う。
- (3) 本検討会は非公開とし、検討した結果等については、公表する。
- (4) 委員及び第3に規定する参加者は、検討会で知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏えいしてはならない。

豚熱検査実証事業に関する検討会委員名簿（敬称略、五十音順）

あおき ひろし
青木 博史 日本獣医生命科学大学獣医学部 准教授

すずき まさつぐ
鈴木 正嗣 国立大学法人岐阜大学応用生物科学部 教授

たかい しんじ
高井 伸二 北里大学獣医学部 教授

ひらた しげき
平田 滋樹 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
中央農業研究センター 虫・鳥獣害研究領域
鳥獣害グループ 上級研究員

ふじき のりひこ
藤木 徳彦 一般社団法人日本ジビエ振興協会 代表理事

やまかわ まこと
山川 睦 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門 海外病研究統括監